

# 知財の広場

## 模倣品を輸入しようとする・・・ 海外からの模倣品流入への規制強化について

先日 YouTube を見ている際、「個人輸入もダメ！ コピー品に潜む危険なわな」（SankeiNews）と題するサムネイルが目にとまりました。

動画は東京税関で差し止められた模倣品（知的財産侵害品）が東京都の産業廃棄物処理場に持ち込まれる様子を映したものでした。

動画概要欄には以下の様な内容が記載されていました。

- ・インターネット通販等の普及で個人輸入による偽ブランド品の取引増加
- ・偽ブランド品の「取引額は世界全体の貿易額の3%超」との統計データ
- ・「日本国内で特に急増しているのが医薬品」

ご存じかと思いますが、商標法、意匠及び税関法が改正され令和4年10月1日より、模倣品の水際取締りが強化されました。これにより、個人で使用する場合であっても、海外の事業者から送付される物品が模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）である場合、税関による没収の対象となります（下図）。

知的財産権を侵害する様々なジャンルの違法品（模倣品）の購入には犯罪への加担、健康被害や個人情報の悪用などさまざまな危険性が潜んでいます。

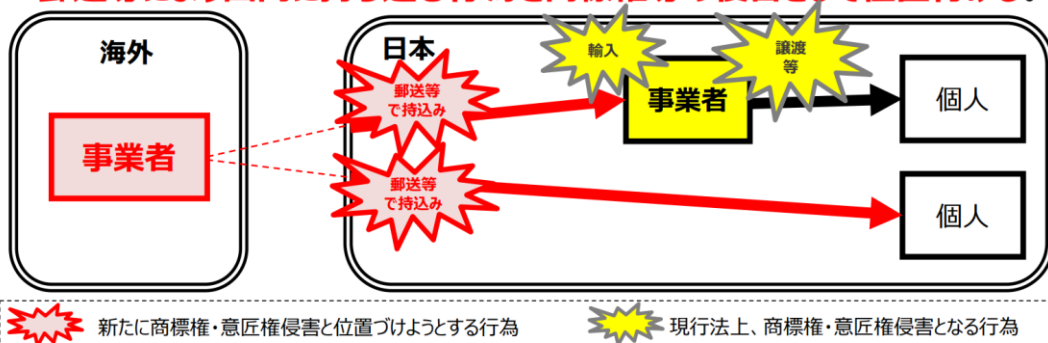
～絶対買わないぞ！コピー商品～ で行きましょう。

（QRコード：特許庁HP コピー商品撲滅キャンペーン）



### ① 海外からの模倣品流入への規制強化〔意・商〕

- ✓ 増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、**海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付ける。**



出典：特許法等の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第42号）の概要から

木村誠治（知財ナビゲーター）